

告 示 第 2 0 3 号

令和 8 年 2 月 1 6 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

公園清掃等業務を希望する障害福祉サービス事業者の募集について（告示）

公園緑化課所管の公園の清掃等を希望する障害福祉サービス事業者を募集するので、下記のとおり告示します。

公園清掃を希望する者は、下記の要領により公園清掃等業務清掃申込書及び添付書類を提出してください。

記

1 募集に付する事項

(1) 業務名

公園清掃等業務

(2) 履行場所

公園緑化課所管の公園及び管理地（以下「公園等」という。）のうち、愛護作業団体が清掃する公園等を除いた中から、申込者が希望する公園等

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 業務概要

清掃（側溝、集水柵及び便所屋根清掃を含む。）、草刈、砂場の簡易な消毒及び公園施設の点検

2 申込者に必要な資格

(1) 本告示の日現在において、本市内に主たる事務所を有していること。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に規定する施設等のうち、次のアからウまでに該当する施設等であること。

ア 地域活動支援センター（法第 5 条第 2 7 項に規定する施設をいう。）

イ 生活介護事業所（法第 3 6 条に基づき本市の指定を受けた施設をいう。ウにおいて同

じ。)

ウ 就労継続支援事業所（A型・B型）

- (3) 本告示の日から申込期限の日までの間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 本告示の日現在において、納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (7) 本告示の日現在において、直接的な雇用関係にある職業指導員等を本業務に配置できること。

3 申込方法等

- (1) 本業務を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を所定の期日までに直接持参により提出しなければならない。
 - ア 公園清掃等業務清掃申込書（様式あり）
 - イ 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書
 - ウ 配置予定の職業指導員等調書（本告示の日現在）
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は、返却しない。

4 申込書等の受付要領

- (1) 受付期間
本告示の日から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 受付時間
午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 申込書等の受付場所
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課公園管理係（東別館6階）
電話 099-216-1366（直通）
- (4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

直接持参

(6) その他

本業務の申込書等に係る様式は、本市ホームページ（
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）
において入手することができる。

5 説明会

実施しない。

6 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局建設管理部公園緑化課公園管理係（東別館6階）

電話 099-216-1366（直通）

ファックス 099-216-1352

電子メールアドレス kouen-kanri@city.kagoshima.lg.jp